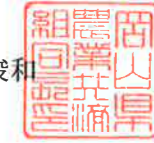


令和3年産 畑作物共済掛金率等一覧表の公告について

岡山県農業共済組合事業規程第122条の規程に基づき、令和3年産畑作物共済掛金率について次のとおり公告する。  
 なお、危険段階別共済掛金率表については、事務所又はホームページでの閲覧とする。

令和3年4月 1日

岡山県農業共済組合  
 組合長理事 佐藤 俊和



1. 畑作物共済掛金率・加入者負担率  
 危険段階別掛金率表のとおり。

区域区分	
第1区域	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡及び加賀郡
第2区域	新見市
第3区域	真庭郡

2. 畑作物の1kg当たり価額

共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	7類	135.02 円 121.52 円 108.02 円 94.51 円 81.01 円	岡山県の区域
	8類	92.53 円 83.28 円 74.02 円 64.77 円 55.52 円	
	10類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 135.02 円 121.52 円 108.02 円 94.51 円 81.01 円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 92.53 円 83.28 円 74.02 円 64.77 円 55.52 円	
大豆	1類	119 円 107 円 95 円 83 円 71 円 (大豆について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 276 円 248 円 221 円 193 円 166 円 119 円 107 円 95 円 83 円 71 円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行なう耕地に係るもの(以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係るもの(以下「対象農業者」という。)にあっては、 442 円 398 円 354 円 309 円 265 円)	
	2類	927 円 834 円 742 円 649 円 556 円	
	6類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	
	7類	119 円 107 円 95 円 83 円 71 円 (大豆について、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 276 円 248 円 221 円 193 円 166 円 119 円 107 円 95 円 83 円 71 円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行なう耕地に係るもの(以下「対象農業者」という。)にあっては、 442 円 398 円 354 円 309 円 265 円)	
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 927 円 834 円 742 円 649 円 556 円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 230 円 207 円 184 円 161 円 138 円	

3. 賦課方法

共済目的の種類	引受方式	賦課単位	賦課単価
ばれいしょ	全相殺方式	引受面積 10a 当たり	150.00 円
	地域インデックス方式	引受面積 10a 当たり	100.00 円
大豆	半相殺方式、一筆方式	引受面積 10a 当たり	200.00 円
	全相殺方式	引受面積 10a 当たり	150.00 円
	地域インデックス方式	引受面積 10a 当たり	100.00 円